

機関制御室及び主作業室からの脱出設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

機関制御室及び主作業室からの脱出設備に関する事項

改正理由

IMO において、機関区域内の火災時に、当該区域内の閉鎖された区画に船員が閉じ込められ、脱出できなくなることを防止するために、機関制御室及び主作業室にはそれぞれ2つの脱出設備を設けることに加え、そのうちの1つは連続した防火シェルタとする旨規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4 規則の改正が採択され、2016 年 1 月 1 日以降に起工する船舶に対して適用される。なお、本改正については、既に本会規則に取り入れられている。

上記の改正条約においては、「機関制御室」、「主作業室」及び「連続した防火シェルタ」について定義が定められていないことに加えて、連続した防火シェルタに関する詳細な要件がないことから、IMO において検討が行われた結果、2015 年 6 月開催の IMO 第 95 回海上安全委員会 (MSC95) において、機関制御室及び主作業室からの脱出に関する規定について、統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1511 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1511 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 機関制御室、主作業室及び連続した防火シェルタの定義を規定した。
- (2) 連続した防火シェルタに関して、代表的な配置を例示すると共に詳細な要件を規定した。